

No.582

4 2026.
月号

April

春の気配、ふわり。
花の季節、始まる。

contents

- 02 令和8年 施政方針並びに所信表明
- 08 健診のお知らせ
- 10 標準宅地評価額のお知らせ

- 12 軽自動車税（種別割）減免のお知らせ
- 22 暮らしの情報 ほか
- 24 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

令和8年

昭和町議会 第1回定例会

施政方針 並びに 所信表明

令和8年3月4日から令和8年第1回定例会が開催され、初日の本会議におきまして、塩澤浩町長が予算の概要などに基づく1年間の施政の方針と所信の一端を述べましたので町民の皆様にお知らせします。

私は、町民の皆様のご支援とご協力に支えられ、町政2期目も残すところ1年となりました。これまで、公約として掲げた「四本の柱」を中心に、各施策の着実な推進に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や長引く物価高騰への対策など、町民の皆様のご生活と健康を守る取り組みを最優先に、スピード感をもって進めてまいりました。

このように町政運営を進めることができましたのも、ひとえに議会ならびに区長会をはじめとする各種団体の皆様、そして何より町民皆様一人おひとりの深いご理解とご支援の賜物であり、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

令和8年度 予算概要

それでは、本町の財政状況と令和8年度予算の概要についてご説明申し上げます。

世界経済に目を向けますと、国際情勢の混乱や円安の影響により、先行きは引き続き不透明な状況にあります。こうした背景により、令和8年度においても、原材料費やエネルギー費の上昇、物価の高騰は継続する見通しです。

日本全体では、少子化は構造的課題として避けられず、今後も「人口減少」が一段と進むことが見込まれています。

また、いわゆる団塊の世代がすべて後期高齢者となったことにより、社会保障費の増大など高齢社会特有の課題も一層顕在化しております。加えて、地球温暖化に起因する記録的な猛暑などの気候変動は、熱中症等の健康被害をもたらす大きな課題となっています。

本町におきましても、社会保障関係費の増加に加え、公共施設の老朽化対策、子ども・子育て政策の強化、自治体情報システムの標準化への対応など、多岐にわたる財政需要に直面しています。これらに対応するため、徹底した経費の見直しや経常経費の抑

制に努めるとともに、国・県の補助金や起債の活用、さらには安定した自主財源の確保に努めてきました。

今後の見通しとして、歳入面では、所得水準の上昇により町税収入に上向きの兆しは見られるものの、大幅な増収を見込むことは依然として難しい状況にあります。

一方、歳出面におきましては、社会保障費やインフラ更新費などが膨らみ、予算総額は増加する見込みです。

限られた財源を最大限に活かすべく、引き続き事務事業の費用対効果を検証し、国・県の補助金を最大限に活用することで、町民サービスの質を維持しながら、職員一丸となって「子どもから高齢者まで暮らしやすさNo.1を目指したまちづくり」を推進いたします。

以上の基本方針のもと編成いたしました「令和8年度一般会計予算案」は、107億236万8千円となり、前年度予算比で7.9%の増となっております。

主要事業

次に、令和8年度における主要事業について、その概要を申し上げます。

まず、「子ども・子育て支援施策」です。

子どもたちは、まちの未来を担う大切な存在であり、一人ひとりが地域にとってかけがえのない存在です。「誰もが安心して子どもを産み育てられる環境」を整え、妊娠期から子育て期まで各段階に応じた「切れ目のない支援」を継続していくことが重要です。

本町においては、これまですべての子育て世帯が「昭和町で子育てしてよかった」と実感できるよう、様々な支援策を実施してきました。今後も、まちの宝である子どもたちとその保護者に寄り添い、温かく子育てができる環境づくりに努めてまいります。

令和8年度は、本町独自の取り組みとして、「昭和町子育て応援クーポン(仮称)」事業を開始いたします。町内に住民登録のある0歳から2歳児を育てるご

家庭を対象に、「おむつ」や「おしりふき」の購入に使用できるクーポン券を配布し、乳幼児期の生活を経済的側面から支援いたします。併せて、新たに「1か月児健康診査」を医療機関に委託し、助成を実施いたします。1か月児健診は、生後1か月の乳児の成長や健康状態を確認するとともに、先天性疾患を早期に発見し、適切な治療につなげるための重要な機会であり、加えて、保護者が抱える「育児不安」や「産後うつ」などの心身の負担を把握し、必要な支援へとつなぐ役割も担っています。

また、乳幼児が感染すると重症化するおそれのあるRSウイルス感染症の予防を目的に、母子免疫ワクチンの定期接種を開始いたします。妊娠中の方が接種することで母体の抗体が胎児へ移行し、出生直後の乳児において感染や重症化を予防する効果が期待できます。

さらに、在宅子育て世帯の孤立防止を図るため、「こども誰でも通園制度」を実施し、保護者の就労状況にかかわらず、すべての子どもが良質な保育・教育を受けられる環境整備を進めてまいります。

町では、これまでこども園等に通う子どもの副食費の無償化を実施してきました。就学前の子どもを育てる保護者が安心して仕事と子育てを両立するためには、経済的負担の軽減が欠かせません。4月以降も引き続き、副食費の無償化を継続いたします。

本町が特にこだわりをもって取り組んでいるのが「学校給食」です。本町の給食は、子どもたちが「おいしかった」と喜んでくれる質の高いメニューを提供しており、子どもや保護者の皆様から好評をいただいております。また、これまで保護者負担の抑制を図るため、概ね2割相当の公費負担を継続的に実施してまいりました。さらに令和5年度からは物価高騰に対応する追加の支援を行うなど、従来から積極的な保護者負担軽減策を講じてきました。そのうえで、国の政策に先んじ、令和6年度の3学期から現在に至るまで、小中学校の児童生徒の無償化を実施しています。

今年4月からは、国が創設する「給食費負担軽減交付金」の開始に伴い公立小学校の給食費が無償化されますが、本町においては、引き続き公立・私立を問わず小・中学校に通うすべての児童・生徒の給食費の無償化を継続し、保護者の皆様の負担軽減を図ってまいります。

さらに令和8年度には、町民ニーズが高く、早期整備が求められている「子育て支援センター」の建設に向け、用地取得と建築設計に着手します。子育て世帯の孤立が進む中、交流や相談の場を整備することで、「安心して子育てできる環境」の早期構築を目指してまいります。

次に、「物価高騰対策事業」について申し上げます。

依然として物価やエネルギー価格の高騰が続いており、その影響は私たちの生活や企業など、多方面

に及んでいます。本町では、早急な支援を行うため、「物価高騰対策支援金給付事業」を補正予算に計上し、現在実施しているところです。本事業では、全世帯に1万円、さらにすべての町民に一人当たり3千円を給付し、物価高騰の影響を受ける皆様へ迅速に対応しており、加えて、「65歳以上の高齢者」および「ひとり親家庭」に対しても、追加給付を行っています。

また、農業用資材等の価格高騰が農業経営を圧迫していることから、農業者の持続的な経営を支えるとともに農業振興を図る観点から、「農業用資材等の価格高騰分に対する助成制度」を令和8年度も継続いたします。

物価高騰の影響が保護者負担に転嫁されることのないよう、町内の保育園に対して「保育園等の継続的な運営に資するための支援金」を交付し、経営環境の維持改善を図っておりますが、この取り組みについても、引き続き継続いたします。

本町といたしましては、今後も国の動向を注視しつつ、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、必要な支援策を適切に検討し、着実に講じてまいります。

次に、「大型事業のプロジェクト化」について申し上げます。

公共施設や文化施設、学校施設等においては、長寿命化対策や老朽化に伴う改修、照明設備のLED化など、早急に対応すべき課題が数多く存在しています。これらの課題に計画的かつ効率的に対策を講じるため、今年度、関係部署で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、必要な対策内容の検討や将来的な維持管理コストの縮減に向けた取り組みを進めてきました。

今後の方針としては、限られた財源の中で公共施設全体を持続可能な形で維持・運営していくことが重要であると捉え、老朽化の状況、財政負担の見通しを総合的に判断し、引き続き施設整備等の事業を計画的に推進いたします。

次に、「デジタル化の推進」について申し上げます。

国においては、加速する人口減少やそれに伴う地域産業の衰退といった課題、さらには地方自治体における2040年問題への対応を図るとともに、「誰一人取り残されず、すべての人がデジタルのメリットを享受し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現」を目指し、重点的な取り組みが進められています。

本町におきましても、このような観点を踏まえ町民の皆様の利便性向上と業務の効率化を目的に、「行政サービスのデジタル化の推進」に取り組んできました。

令和8年度は、国が進める「自治体情報システム」の標準化移行に向けた準備を継続するとともに、ガバメントクラウドへの移行構築を着実に進めます。また、「自治体DX推進計画」の策定に向け、現状調査

やワークショップなどを実施し、基本方針を定めたロードマップを示しながら、準備を進めていきます。併せて、「電子契約」・「電子入札」の本稼働に向けた取り組みも並行して推進します。

2040年問題は、自治体にとって先送りできない課題であり、行政サービスの低下を招かないためにも、迅速かつ確な対応が求められています。

デジタル化の推進により業務の効率化を図ることは、将来的に避けて通れない労働力不足を補うとともに、質の高い行政サービスの提供につながり、町民福祉の向上に寄与するものです。デジタル化の流れに乗り遅れないためにも、今後も計画的かつ継続的に「デジタル化の推進」に努めてまいります。

4本の柱

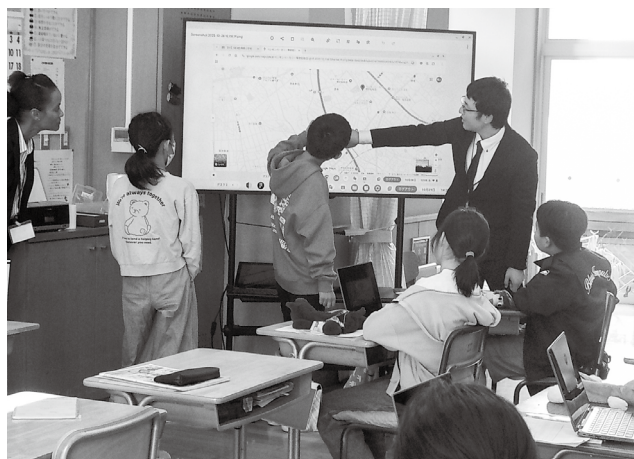
続きまして、私の掲げる「4本の柱」であります「教育環境の充実」「社会福祉の充実」「地域経済の発展」「安全・安心なまちづくり」の分野ごとにご説明させていただきます。

① 教育環境の充実

まずは、「教育環境の充実」について申し上げます。

私は、本町の将来を担う子どもたちが自らの夢の実現に向けて努力できる場としての学校環境、そしてその可能性をさらに広げるための教育環境の充実が極めて重要であると考え、これまでも力を入れて取り組んできました。今後も、安全で安心な学校づくりと教育環境の整備に、計画的かつ積極的に取り組んでまいります。

学校教育において、教員の役割は極めて重要です。子どもたちの学力向上やきめ細やかな指導、多様な特性をもつ児童・生徒への支援を充実させるため、町単教員や教育指導員の適正配置を引き続き進めます。



中学校の部活動地域展開については、昭和総合型地域スポーツクラブ「キャメリア」を中心に取り組みを進めておりますが、引き続き推進体制を強化し、運動部・文化部を問わず、より多くの部活動において、

生徒が将来にわたり好きな活動を継続できる環境を整備してまいります。

ICT教育の充実については、国の「GIGAスクール構想」に基づき進めてきましたが、来年度は2nd GIGA端末の整備を行うとともに、最新のセキュリティ技術である「ゼロトラスト」を教育環境に導入します。これにより、安全かつ高度な教育ネットワークを構築し、引き続き情報教育の一層の推進・充実を図ります。

グローバル人材育成として取り組む英語教育では、引き続き町内各校に終日ALT(外国語指導助手)を配置し、子どもたちが「活きた英語」に触れる機会を創出します。さらに英語力向上を支援するため、実用英語技能検定の受検料助成も継続いたします。

開校から6年目を迎える土曜学習塾「ほたる学舎」は、参加児童数が年々増加しており、「夏休みほたる学舎」と併せて、令和8年度も継続し、学習機会の均等化、学力向上、そして子どもたちの居場所づくりに努めます。

近年の猛暑対策として、令和8年度は町内すべての小学校体育館および総合体育館への空調整備を目指すとともに、総合体育館の照明設備のLED化と床改修を進め、快適な利用環境の確保と、電力使用量の低減による二酸化炭素排出量の削減を図ります。

また、令和9年度に山梨県を含めた南関東4都県で開催される「全国高等学校総合体育大会(通称インターハイ)」の「なぎなた」競技が昭和町で開催されることから、準備を進めてまいります。

国の登録有形文化財である風土伝承館杉浦醫院は、本町と地方病(日本住血吸虫症)の歴史を後世に伝える重要な施設であり、文化的・学術的な活用を通じて多くの方に来訪いただいております。施設の魅力向上と文化拠点としての機能強化を図るため、令和8年度には「登録有形文化財保存活用計画」を策定し、その後も年次計画に基づき、杉浦醫院主屋等の改修と「文化拠点」としての位置づけを進めていきます。

また、町文化協会の活動を支援するため、釜無工業団地管理棟の改修工事を行い、新たな文化活動拠点の一部として整備を進めます。

② 社会福祉の充実

次に、「社会福祉の充実」について申し上げます。

本町では、これまでの「子育て支援策」の取り組みが、現在の「子どもの数の増加」や「子育てしやすいまちづくり」につながっているものと考えております。今後も引き続き、子育て支援体制のさらなる強化と充実を図ります。

具体的には、「こども家庭センター」の運用を令和6年4月に開始し、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ窓口として、「母子保健」と「児童福祉」に関す

る相談を一体的に受け止め、「切れ目のない支援」の提供に努めています。

また、「第3期昭和町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指す取り組みを継続するとともに、現在策定中の「こども計画」に基づき、子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

電子母子手帳アプリ「しょうわ子育て応援ナビ」については、子育てに関する様々な情報を発信し利便性を高め、引き続き利用者の拡大に努めます。

私が町長就任時に導入した「個別センター健診」については、働き盛り世代の健康増進や健康寿命の延伸の観点から、受診者負担を据え置いたまま、今後も継続して実施します。

また、「がんととの共生」や「緩和ケア」の観点から、医療用ウィッグや乳房補正具等の購入助成も継続し、がんと向き合う方の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

本町は、県が公表した直近の調査において、県内で最も高齢化率が低い自治体となっていますが、高齢化は確実に進行しています。「人生100年時代」と言われる中、すべての皆様が元気に活躍し、安心して暮らし続けられる社会の実現は大変重要です。

高齢者福祉や介護、障がい児者施策については、令和8年度に「第11次高齢者保健福祉計画」「第8期障がい福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」並びに「第6次障がい者計画」を改定し、国・県の施策と連動させながら、より一層の福祉向上を目指します。また、いきいき百歳体操などの介護予防事業の充実に加え、仲間づくりや趣味・活動の機会を提供することで、笑顔と活力あふれる生活が送れるよう、生きがいクラブの活動も支援します。



成年後見制度については、令和8年度、町社会福祉協議会へ委託し「成年後見制度の中核機関」を設置します。制度の普及促進、相談対応、継続支援、専門職との連携などを担う地域の総合拠点として、体制を構築します。

また、高齢者にとって聴力の低下は、地域との交流

や外出意欲を妨げ、閉じこもりの要因となることがあります。このため、健康増進や認知症予防の観点から、「加齢性難聴の方に対する補聴器購入費助成制度」を令和8年度も継続します。

さらに、75歳以上の後期高齢者を対象とした「後期高齢者口腔健診事業」を新たに実施し、健康維持と重症化予防を図ります。

昨年、高齢者による自動車運転操作ミスに伴う重大事故の防止と免許返納の促進に加え、買い物や通院、地域行事への参加を目的とした「高齢者移動手段確保事業」の実証実験を行い、その効果を検証しました。令和8年度には本格運用を開始します。今後も、事業内容の充実と利便性の向上を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

③ 地域経済の発展

次に、「地域経済の発展」について申し上げます。

本町商工業の発展と事業者の育成、そして地域活性化の拠点となる商工振興センターが令和6年4月に完成し、その管理運営については指定管理者として昭和町商工会を指定いたしました。これまでの活用状況を見ると、さまざまなセミナーや研修会の開催、充実した相談体制などにより、地域事業者にとって利用しやすい施設となっています。

今後も資格取得や知識・スキルの習得の場として積極的に活用いただくとともに、本町のさらなる賑わいと活力を生み出す拠点としての役割を期待しています。

町としましても、商工業事業者の皆様が町内で安心して事業を継続できるよう、昭和町商工会との連携を図りつつ、「第7次総合計画」および「第3期 昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域経済のさらなる活性化に資する事業の検討・実施に取り組みます。

本町の収入の一端を担う「ふるさと納税事業」については、貴重な財源確保の観点から極めて重要であり、これまで取り組みを強化してきました。町内返礼品提供事業者の皆様のご理解とご協力により、寄附額は右肩上がりの状況です。令和7年度は、昨年度の4億6千万円を大きく上回り、2月末現在で7億5千万円を超えています。

また、新たな財源確保策として、町が所有する公共施設のネーミングライツ事業にも取り組んでおり、今後も財源確保策の強化に努めます。

本町は、大型商業施設が立地し、さらに交通利便性の高さから、多くの人々が訪れる賑わいと活力ある町となっています。現在進めている「昭和玉穂中央通り線整備事業」および「町道124号線道路改良事業」の完成により、幹線道路が整備され渋滞緩和や交通利便性の向上が期待されるだけでなく、リニア中央新幹線山梨県駅(仮称)へのアクセス道路とし

て、地域経済のさらなる活性化にも大きな効果が期待されますので、引き続き計画的な事業執行により、完成を目指してまいります。

令和8年度は、都市計画の設計図となる「都市計画マスタープラン」の中間見直しに着手し、2年をかけてこれからの土地利用と「まちの将来像」を描き直します。

④ 安全・安心なまちづくり

最後に、「安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

昨年9月に静岡県牧之原市で発生した台風15号による突風被害は、自然災害の脅威と備えの重要性を改めて強く認識させるものでした。本町では、職員を被災地である牧之原市へ派遣し、支援にあたりました。現地で得た経験や教訓を、町民の皆様のご生命・身体・財産を守る取り組みに活かし、これまで災害用物資や資機材の計画的な備蓄に努めるとともに、自助・共助の促進にも力を入れ、今後もさらなる安全・安心なまちづくりの実現に取り組んでまいります。

災害発生時に迅速な救助活動や復旧作業を妨げる障害物を除去するため、クレーン付き車両を整備します。加えて、町内橋梁の危険箇所について改修工事に着手し、安全・安心なインフラの整備を進めます。

消防団の活性化と退職消防団員の家族等へのねぎらいのため、令和7年度に創設した「退職消防団員家族等ねぎらい事業給付金」制度により、地域防災の担い手確保を図ります。



住宅の倒壊防止は人的・物的被害の抑制に大きな効果があることから、木造住宅の耐震診断・改修・建替えに対する助成制度も継続します。

また、災害時の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助」の力が欠かせません。町では、共助の中心となる自主防災会への資機材購入費の助成を継続するとともに、防災士資格の取得を促進します。さらに「自助」を強化する取り組みとして、家庭用発電機等の購入費助成も継続し、地域防災力の一層の向上を図ります。

本町は、多くの人が集まる賑わいのある町となって

います。一方で、交通量の増加により、交通事故数や犯罪発生率が他地域と比較して高い傾向が見られます。このため、通学路の安全対策など危険箇所の解消に引き続き努めるとともに、自転車ヘルメット購入費の助成を継続し、交通事故のないまちづくりを推進します。

防犯対策としては、高齢者を狙った特殊詐欺や巧妙化する悪質商法など、複雑化する消費者トラブルを未然に防ぐため、啓発活動の充実を図るとともに、「県央ネットやまなし」における連携事業の一つである甲府市消費生活センターの共同利用という相談体制の積極的な活用を促してまいります。

さらに、空き家の放置に伴う地域環境の悪化や治安悪化を防ぐため、空き家除却費用の補助事業も令和8年度においても継続いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえ、今後いつ発生するか分からないパンデミックに冷静に対応するため、「インフルエンザ等行動計画」を改定し、感染症対策にも万全を期してまいります。

以上、令和8年度における主要な事業と、「4本の柱」に関連する施策の概要について申し上げます。

ただいまご説明いたしました各施策はいずれも、現在の厳しい財政状況の中で、限られた予算を効率的かつ効果的に活用するため、事務事業の必要性や費用対効果を十分に検討し、優先度の高い事業を選択したものです。これらの事業は、本町の町民福祉の向上と、暮らしやすさを実感できるまちの実現に欠かせないものと考えています。

未来への魅力あふれる昭和町

2月開催されましたミラノ・コルティナ冬季オリンピックにおいては、日本選手が数多くの希望と感動を私たち国民にもたらしてくれました。日本選手団は、過去最多となる24個のメダルを獲得しましたが、その輝かしい成果の陰には、申すまでもなく、「日々のたゆまぬ鍛錬と不断の精進」があったからこそ成し得たものと考えております。

私自身も、施策の一つひとつを着実に積み重ね、新たな課題に真摯に向き合い、信念をもって「決断を重ねる」ことで、「未来への魅力あふれる昭和町」の実現に向け、確かな歩を進めてまいります。

本年は、町制施行55周年という節目の年です。これまでの歩みを礎に、子どもから高齢者まで、すべての人にとって「暮らしやすさNo.1」を目指したまちづくりを進め、町民の皆様が昭和町に住むことを誇りに思い、「この町に住んでよかった」と感じていただける町を目指し、町政運営に全力で取り組んでいく所存であります。

議会をはじめ町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年度から

国民健康保険税の仮算定を廃止します

令和8年度より、国民健康保険税の普通徴収(納付書・口座振替)における納付回数を、年12回から年9回に変更いたします。

これまでの仮算定を廃止し、前年の総所得金額などが確定してから当年度の保険税を算出する方式に変更します。これにより、算定方法がより明確になります。

保険税額の納税通知書は、4月(仮算定)と7月(本算定)の年2回でしたが、7月の年1回になります。(ただし、資格得喪等により保険税に変更がある場合を除きます。)

仮算定の廃止により1回あたりの納付額は増えますが、年間の保険税額自体は変わりません。

令和7年度まで

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	暫定期間(仮算定)			確定期間(本算定)								
	前々年中の所得で仮算定した年間保険税÷12回=1回の納付額			(前年中の所得で算定した年間保険税 - 暫定期間の保険税)÷9回=1回の納付額								

令和8年4月から

納付回数を12回から9回に変更(年間の保険税額は変わりません。)

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
				確定期間(本算定)								
				(前年中の所得で算定した年間保険税 - 暫定期間の保険税)÷9回=1回の納付額								

令和8年
4月

成年後見制度について相談できる **中核機関** を立ち上げました

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどの理由で、お金の使い方や契約手続きなど、1人で決めることに不安や心配のある人について、ご本人の財産や権利を守る援助者(後見人等)を決めて、お手伝いする制度です。

中核機関とは？

- 成年後見制度のあらゆる相談を受け付ける機関です。
- ご本人や家族、支援者、地域の方、すでに制度を利用している方など、誰でも相談できます。
- 昭和町役場と昭和町社会福祉協議会が連携し運営していきます。

自分でお金の管理をするのが難しくなってきた



高齢の親が悪徳業者にだまされた...



成年後見制度を利用したいけど進め方がわからない



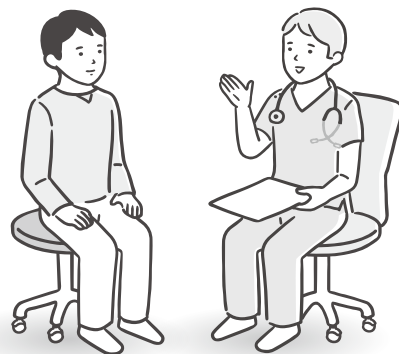
このような悩みがある方は一度相談をしてみませんか？
一緒に考え、悩みを解決できるよう支援していきます。

相談先

- 昭和町役場 福祉介護課 ☎275-8784 昭和町押越616(総合会館1階)
- 昭和町社会福祉協議会成年後見センター ☎267-7712 昭和町押越955-1

特定健診・がん検診の申し込みが始まります!

●問い合わせ…いきいき健康課 ☎275-8785



3つの健診から選べます

- ① 個別センター健診
- ② 集団健診
- ③ 人間ドック

- 各種健診(検診)の申し込み方法
郵送される案内冊子の専用ハガキにて申し込み
- 申込締め切り…4月20日(月)消印有効

\\ 詳しくは、この通知で確認! //



1 個別センター健診



- 自分の都合に合わせて受診日を予約できます。
- 胃部内視鏡が選べます。

検査項目と自己負担金

乳がん検診、子宮がん検診などのオプション検査もあります。
(ただし、オプション検査だけを受けることはできません。)

種 類		自己負担金	検 査 内 容
基本健診(特定健診)		無料	診察・血液検査・腹囲測定・尿検査など
胃がん検診	胃内視鏡検査	8,000円	上部消化器官を内視鏡にて検査
	高性能バリウム検査	2,500円	上部消化器官をX線にて直接撮影(より精度の高い検査)
大腸がん検診		500円	2日分の便による潜血反応検査
肝がん検診		500円	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・膵臓などの検査
肺がん検診(65歳未満)		500円	胸部レントゲン検査
結核検診(65歳以上)		無料	
胃がんABC検診		1,000円	血液検査で胃がんになるリスクを検査

※年齢や条件により受診できる項目が異なりますので、詳しくは4月上旬に郵送される案内冊子をご覧ください。

- 対象者…令和9年3月31日時点で40歳以上の町民の方
- 健診会場…山梨県厚生連健康管理センター(甲府市飯田1-1-26)
- 受診できる期間…令和8年7月1日(水)～令和9年1月29日(金)
※平日のみ
- 利用券と受診予約について…
申し込みのあった方に後日町より利用券を送付します。
案内に従って受診日を予約してください。
- 注意事項…
胃内視鏡検査・子宮頸がん検診・乳がん検診のいずれかをご希望の場合は、午後コースのみとなります。





検査項目と自己負担金

※年齢はR9.3.31時点

種類	自己負担金	検査内容
基本健診(特定健診)	無料	診察・血液検査・腹囲測定・尿検査など
胃がん検診	500円	胃部レントゲン検査(バリウム)
大腸がん検診	500円	2日分の便による潜血反応検査
肝がん検診	500円	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・膵臓などの検査
肺がん検診(65歳未満)	500円	胸部レントゲン検査
結核検診(65歳以上)	無料	
乳がん検診	1,000円	30代及び40歳以上で偶数年齢の方 → 乳腺エコー検査 40歳以上で奇数年齢の方 → マンモグラフィ検査
骨粗しょう症検診	無料	骨密度装置によるX線スキャン検査
胃がんABC検診	1,000円	血液検査で胃がんになるリスクを検査

※年齢や条件により受診できる項目が異なりますので、詳しくは4月上旬に郵送される案内冊子をご覧ください。

※乳がん検診を受ける方は、専用の検査着に着替えていただきます。気になる方は、着脱しやすい羽織り物をご持参ください。

健診日程

実施日	対象地区
6月26日(金)	西条一区
28日(日)	休日健診(押原常永地区優先)
29日(月)	清水新居
30日(火)	西条二区
7月 1日(水)	河東中島・紙漉阿原
2日(木)	押越
3日(金)	上河東・上河東二区
5日(日)	休日健診(西条地区優先)
6日(月)	西条新田
7日(火)	河西
8日(水)	築地新居・飯喰

●対象者…令和9年3月31日時点で30歳以上の町民の方

●健診会場…昭和町総合会館

●健診バッグについて…集団健診を申し込まれた方には、後日「健診バッグ」をお送りします。6月19日頃までに健診バッグが届かない場合は、お手数ですが、いきいき健康課までご連絡ください。

●注意事項…

●電話での申し込みはできません。

●できるだけ対象地区の日にお申し込みください。ただし都合が悪い場合は対象地区以外の日でもお申し込みできます。

●日曜日は大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

3 人間ドック



※希望者が定員を超えた場合は抽選となります。

昭和町国保人間ドック



- 定員…600人
- 対象者…「国民健康保険」に加入の方で令和8年4月1日現在35歳以上かつ人間ドック受診時に75歳未満の方(保険税に未納のない方に限る)

【問い合わせ】町民窓口課 ☎275-8264

♥受診施設(次のいずれか)…

- ・山梨県厚生連健康管理センター
- ・石和温泉病院クアハウス石和

♥自己負担金…

1万5,000円(最大)

社保節目人間ドック



- 定員…200人
- 対象者…国民健康保険以外の「社会保険」に加入の方で、令和9年3月31日現在で35・40・45・50・55・60・65歳の方

【問い合わせ】いきいき健康課 ☎275-8785

♥受診できる期間…

令和8年6月8日(月)～令和9年1月29日(金)
※平日のみ

♥利用券と受診予約について…

申し込みのあった方に後日町より利用券を送付します。案内に従って受診日の予約をしてください。

標準宅地評価額のお知らせ

「固定資産税」は、土地・家屋・償却資産の所有者（毎年の1月1日現在の所有者）が、その資産価値に応じて納める税金です。

固定資産税は、資産の価格（適正な時価）に対して課税されます。また、資産価値の変動に対応した適正・公平な価格に見直すため、毎年、国で示す固定資産評価基準をもとに評価を行っています。

そこで、固定資産の適正な評価と、納税者の皆さまの評価に対する理解促進のため、修正した標準宅地の評価額を公開いたしますので、参考としてください。

令和8年度 標準宅地評価額

「＝」は前年同額の基準地

番号	基準地の所在			評価額 (円/㎡)	用途地区
	大字	小字	所在地の目安		
1	清水新居	宮の上	家具団地南西付近	32,500＝	普通住宅地区
2	清水新居	沖田	沖田区画整理地区内	34,800＝	
3	清水新居	屋敷前	昭和インター北東側付近	32,900＝	
4	清水新居	小松田	長泉院北側200m付近	34,200＝	
5	清水新居	村中	清水新居公会堂付近	33,300＝	
6	清水新居	南河原	甲府バイパス北側付近	34,300＝	
7	西条	松ノ木	甲府昭和高校東南付近	44,900＝	普通商業地区
8	西条	清水	甲府昭和高校西側200m付近	37,100＝	普通住宅地区
9	西条	村前	西条小学校東側付近	36,800＝	
10	西条	神屋	神屋公園付近	36,800＝	
11	西条	山梨	義清神社南西200m付近	35,400＝	
12	西条	山宮地	国母駅北側200m付近	30,800＝	
13	西条	梅の木	国母駅前郵便局西側付近	34,300＝	
14	西条	梅の木	国母変電所西側付近	34,300＝	
15	西条	山宮地	国母駅南側付近	28,900＝	
16	押越	鎌田川端	中央道身延線ボックス南東側付近	25,800＝	
17	西条	清水	水道局グラウンド東側付近	30,400＝	
18	西条新田	村北	正覚寺付近	29,100＝	
19	西条新田	村前	西条新田公会堂南側100m付近	33,800＝	
20	西条	立石	西条小学校南西100m付近	32,600＝	
21	西条新田	村西道上	鎌田川西側旧竜王町境付近	23,100＝	
22	西条	穴田	昭和水源北西200m付近	25,000＝	
23	西条	姥川	西条二区第2公会堂北側100m付近	26,300＝	
24	築地新居	東河原	玉川団地南側付近	24,600＝	
25	押越	氏神	昭和町総合会館付近	26,700＝	
26	河東中島	村下	佛乗寺西側付近	24,500＝	
27	押越	上川瀬	上川瀬公園北東側付近	33,100＝	
28	押越	中川瀬	川瀬公園西側付近	34,300＝	
29	紙漉阿原	天白上	天白北側付近	31,500＝	
30	紙漉阿原	天白下	泉応寺南側200m旧玉穂町境付近	28,500＝	
31	押越	下村	山梨みらい農協昭和支店南東100m付近	23,300＝	
32	河東中島	川代	興善寺南側100m付近	22,700＝	
33	紙漉阿原	沼	湧水の里沼公園付近	21,900＝	
34	築地新居	村前	蓮華寺東側200m付近	22,800＝	
35	築地新居	大神	釜無公園グラウンド北北東300m付近	24,200＝	
36	築地新居	大神	釜無工業団地北側旧竜王町境付近	23,000＝	
37	飯喰	屋敷添	飯喰熊野神社西側付近	32,800＝	
38	飯喰	村西	常永1号公園南側付近	42,100＝	
39	飯喰	村西	釜無工業団地南側昭和バイパス西側付近	19,800＝	
40	河西	亀住	常永ゆめ広場西側付近	42,700＝	
41	河西	村内	法界寺北東100m付近	27,700＝	
42	河西	大林	河西公会堂南側100m付近	37,600＝	
43	河西	村西	昭田橋北西100m付近	30,200＝	

番号	基準地の所在			評価額 (円/㎡)	用途地区
	大字	小字	所在地の目安		
44	河西	大林	河西大林公園南側200m付近	37,200 =	普通住宅地区
45	上河東	田之神田	上河東公会堂南側100m付近	31,100 =	
46	上河東	田之神田	常永団地北側100m付近	29,600 =	
47	上河東	横田	常永団地南側200m付近	29,600 =	
48	上河東	横田	常永駅南側付近	21,700 =	
49	清水新居	宮の上	甲府市境アルプス通り沿い	49,000 =	
50	清水新居	沖田	沖田公園付近徳行三丁目清水新居線沿い	42,300 =	
51	清水新居	沖田	妙全寺付近上石田一丁目西条線沿い	42,900 =	
52	西条	北河原	甲府バイパス交差点付近上石田一丁目西条線沿い	42,400 =	
53	清水新居	村中	甲府市境昭和通り沿い	46,600 =	
54	西条	北河原	甲府昭和高校入口交差点国道20号沿い	49,900 =	
55	西条	馬籠	甲府南アルプス線付近	33,600 =	
56	西条新田	北河原	甲府南アルプス線中央道ボックス付近	40,400 =	
57	西条	才神	浄慶寺北側昭和バイパス沿い	45,200 =	
58	西条	前切	旧東部農協西条支所南側昭和バイパス沿い	43,700 =	
59	西条	清水尻	国母駅入口交差点甲府市川三郷線沿い	36,200 =	
60	西条	長登路	国母駅入口バス停付近甲府市川三郷線沿い	36,000 =	
61	西条	山宮地	国母駅前通り沿い	34,900 =	
62	西条	立石	昭和水源資材置場付近押越西条新田線沿い	39,600 =	
63	西条	姥川	昭和水源付近押越西条新田線沿い	39,300 =	
64	押越	上河原	南消防署昭和出張所昭和バイパス沿い	42,500 =	
65	押越	大西	押原小学校西側昭和バイパス沿い	41,400 =	
66	押越	新田前	押越新田集会所西側甲府市川三郷線沿い	34,700 =	
67	紙漉阿原	サツ平	押越バス停甲府市川三郷線沿い	33,000 =	
68	河東中島	熊の宮	山梨みらい農協昭和支店西側甲府市川三郷線沿い	32,400 =	
69	河東中島	西国田	押原小井川交番南昭和玉穂線沿い	33,200 =	
70	築地新居	新居前	源光寺南側200m町道527号線沿い	27,700 =	
71	築地新居	新居前	源光寺南西100m甲斐中央線沿い	28,900 =	
72	飯喰	屋敷添	天理教付近町道527号線沿い	33,000 =	
73	河西	村内	法界寺北側100m町道527号線沿い	30,300 =	
74	飯喰	村西	昭和バイパス飯喰交差点西側付近	48,000 =	
75	河西	村西	鍛冶新居橋北側昭和バイパス沿い	35,900 =	
76	河西	村西	法界寺西側旧田富町境昭和バイパス沿い	34,900 =	
77	河西	鶴住	大円寺南西側甲府市川三郷線沿い	31,000 =	
78	河西	大林	大林区画整理地東側旧田富町境甲府市川三郷線沿い	31,700 =	
79	築地新居	村前	釜無工業団地釜無グラウンド西側付近	11,000 =	大工場地区
80	紙漉阿原	沖田	国母工業団地国母公園西側付近	12,900 =	
81	西条	中曾根	N T Tコム山梨甲府ビル北側付近	37,500 =	普通住宅地区
82	河東中島	山伏	町道10号線西側背後	29,000 =	
83	飯喰	屋敷添	イオンモール甲府昭和西側県道甲斐中央線沿い	48,100 =	普通商業地区
84	飯喰	金屋敷	イオンモール甲府昭和南側町道沿い	42,700 =	普通住宅地区
85	河西	村内	常永小学校西交差点南側町道527号線沿い	33,600 =	普通商業地区
86	飯喰	中河原	イオンモール甲府昭和北側昭和バイパス沿い	51,000 =	

じゅうらん

固定資産税台帳を縦覧できます

「固定資産税台帳」は、固定資産税課税の基礎となる土地・家屋の評価額が記載された台帳です。役場税務課窓口で、令和8年度に課税される土地・家屋の評価額を記載した「固定資産税台帳」を、次の期間、縦覧(閲覧)できます。

- 期 間…4月1日(水)～6月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)
- 場 所…税務課
- 持ち物…身分証明書

問い合わせ…税務課 資産税係 ☎275-8265

令和8年度

軽自動車税(種別割)減免のお知らせ

申請期間 4月1日(水) ~ 5月25日(月) まで

※申請期間を過ぎると令和8年度分は減免されません

障害者等減免

身体障害者または、精神障害者、療育手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方が所有する軽自動車等で、別表の対象者等について申請する事により、軽自動車税(種別割)が減免されます。**令和6年度より、療育手帳所持者A・精神障害者1級の方で本人運転の場合も減免の対象となります。**

減免対象は身体障害者等1人につき1台です。普通自動車税で減免を受けている方や、タクシー券の助成を受けている方は減免を受けることはできません。

《申請手続きに必要な持ち物》

- ① 車検証(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)
- ② 障害者等手帳
- ③ 運転者の運転免許証
- ④ マイナンバーカード又は通知カード等
- ⑤ 生計を一にする方が所有又は運転の場合は、軽自動車運行計画書兼誓約書



公益法人減免

公益のための直接専用する軽自動車のうち必要と認めるもの

《申請手続きに必要な持ち物》

- ① 車検証(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)
- ② 団体又は法人等の規約又は定款等
- ③ 社印

災害減免

天災その他これに類する災害により罹災した場合 ※交通事故は該当しません。

《申請手続きに必要な持ち物》

- ① 車検証(電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」)
- ② 申請事由が事実であることを証明する書類(罹災証明書等)

生活保護減免

福祉事務所長が発行する軽自動車等の使用承認を受けている軽自動車等

構造減免

構造上身体障害者等の利用のために専ら供するためのものと認められる軽自動車

前年度から継続して申請する場合(継続減免) ※災害減免は除く

前年度に減免が承認された方には、4月下旬に「軽自動車税(種別割)減免申請書(継続)」をご自宅へ郵送いたします。ただし、車両変更やナンバー変更した場合は新規に申請が必要です。

申し込み・問い合わせ 税務課 ☎275-8265